習志野市環境基本計画策定支援業務委託

プロポーザル募集要項

1. 趣旨•目的

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 平成19年に「習志野市環境基本計画」を策定した。その後、令和3(20 21)年に改定を行った現行計画が令和7年度に計画期間満了を迎えるこ とから、令和7(2025)年度に次期習志野市環境基本計画を策定する。

また、本市は「ゼロカーボンシティ習志野」を令和4(2022)年6月に表明しており、今後、市民・事業者・市が一体となった温室効果ガス排出抑制に取り組んでいくため、地球温暖化対策にかかる総合的な計画を策定する必要がある。

本業務では、地域特性などの基礎調査や市民アンケート等を実施するとともに、目指す環境像、基本方針、具体的な取組方針等について再検討し、新たに地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)に基づく地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画を包含して一体的に策定し、環境に関する施策の効率的かつ効果的な進捗を図るため、次期習志野市環境基本計画の策定を行うことを目的とする。

本業務の遂行にあたり、豊富な経験と高度な情報収集及び分析能力を有する事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

2. 業務概要

(1)業務名

習志野市環境基本計画策定支援業務委託

(2)業務内容

別紙、仕様書参照

(3) 提案上限額

17,640,000円(消費稅込)

うち令和 6 年度 9,068,000 円

令和7年度8.572.000円

※各年度の上限額をそれぞれ超えないように提案する。

(4)履行期間

契約締結日(令和6年7月予定)から令和8(2026)年3月31日

3. 募集スケジュール

内容	年 月 日
公募開始(募集要項の公表)、提案書	令和6年5月10日(金)
受付の開始	
質問の受付期間	令和6年5月10日(金)~5月16日(木)
質問の回答	令和6年5月23日(木)
提案書受付の締切	令和6年6月7日(金) 17時まで
参加資格要件確認結果、	令和6年6月14日(金)
プレゼンテーション日程の通知	7440年0月14日(並)
プレゼンテーション	令和6年6月24日(月)~6月27日(木)
選定結果の公表(予定)	令和6年7月1日(月)

- ※日程についてはあくまで予定であり都合により変更する場合がある。
- ※プレゼンテーションの開始時間や場所等は後日メールで連絡する。

4. 参加資格要件

以下、全ての要件を満たすものとする。

- (1) 習志野市入札参加資格名簿の委託区分に登載されていること。
- (2) 本公募開始の日から提案書受付の締切りまでの間に、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札資格除外措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者 又は本委託業務の契約候補者決定の日前6か月以内に手形、小切手を 不渡りした者
 - ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされてない者
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに該当する団体又は団体に属する者
- (4) 法人税法(昭和40年法律第34号)、地方税法(昭和25年法律第226号)、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税金を滞納していないこと。

- (5) 直近5年以内に、国、都道府県、市町村等が発注した同種業務(環境基本計画等、環境施策に関する計画策定及び改定支援業務)の受託実績があること。なお、調査・分析業務のみの受託実績は含まない。
- 5. 参加申込及び提案方法

以下、資料の提出をもって、参加申込及び提案とする。

- (1)企画提出書類
 - ① 参加申込書(第1号様式)
 - ② 法人の登記簿又は登記事項証明書
 - ③ 企業の概要が確認できる書類(任意様式、パンフレット可)
 - ④ 企画提案書鑑文(第2号様式)
 - ⑤ 企画提案書
 - 企画提案書表紙(任意様式)
 - 企画提案書(任意様式)
 - 業務実績調書(第3号様式)
 - 業務体制報告書(第4号様式)
 - ・ スケジュール表 (任意様式)
 - 見積書(任意様式)
 - ⑥ 質問書(第5号様式)
 - ⑦ 提出書データ(⑤のデータ(PDF形式)を保存したCD-R)
- (2)提出方法
 - ① 持参による。
 - ② 持参の受付時間は平日の 9 時から 17 時とする。なお、書類の確認を行うため、事前に来庁時間を予約した上で来庁すること。
 - ③ 提出先

習志野市 都市環境部 環境政策課 環境政策係 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1 (市庁舎 4 階)

- (3)提出部数
 - ① 正本1部、副本1部を提出する。
 - ② 正本、副本とも提出書類ごとにインデックス等で区切り、紙ファイルに 綴ったものを 1 部として必要部数提出する。
 - ③ 副本は事業者名が判明、特定できないような処置を講ずること。
- (4)提出期限

令和6年6月7日(金)17時まで【締切】

- (5) 提出書類作成上の注意
 - ① 提出書類はフルカラー印刷を可とし、A4 縦長ファイル 1 冊にまとめて

提出すること。

- ② 用紙サイズは、原則 A4 とし、A4 以外は A3 のみで印刷は片面のみに限定する。また、この場合は折り込みサイズを A4 に統一する。
- ③ 企画提案書は A4 縦 20 ページ以内で作成するものとする。
- (6) プレゼンテーション
 - ① 実施場所 市役所内会議室等(プレゼンテーション日程通知時に詳細を連絡)
 - ② 実施日令和6年6月24日(月)~27日(木)で市が指定する日時
 - ③ 出席者 1 者 3 名以内とする。
 - ④ 実施時間1 者 40 分(説明 20 分、質疑応答 20 分)とする。
 - ⑤ 説明者 本業務を受託した際の担当者が行うこと。
 - ⑥ 説明資料 説明は提案書に基づき実施し、追加資料の配布は認めない。
 - ⑦ 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター
- (7) その他
 - ① 提出した書類等は返却しない。
 - ② 企画提案書では、事業者名を記載しないこと。

6. 質問の方法と回答

募集要項等の内容について、以下により質問を受け付ける。

- (1) 質問の方法
 - ① 質問書(様式 5)を作成のうえ、環境政策課宛て電子メールで送付する。 送信先アドレス: kankyou_m. s@city. narashino. lg. jp
 - ② 送信後に環境政策課(047-453-9291)に電話し、受信確認を行うこと。
- (2) 受付期間 令和6年5月10日(金)8時30分から5月16日(木)17時まで。
- (3)回答 回答内容は、令和6年5月23日(木)に市ホームページに掲載する。

7. 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする

- (1) 資格要件を満たさない者が書類を提出したとき
- (2) 書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 提出方法、提出期限を守らなかったとき
- (4) 提案上限額を超えた見積を提出したとき
- (5) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかったとき
- (6) その他習志野市環境基本計画策定支援業務委託候補者選定委員会また は市が不適格と認めたとき

8. 選定方法及び選定基準

本プロポーザルは、習志野市環境基本計画策定支援業務委託候補者選定委員会が、別に定める「習志野市環境基本計画策定支援業務委託候補者選定審査基準」に基づき評価を行い、契約候補者を選定する。

9. 選定結果の公表

選定結果は、令和6年7月1日(月)に市ホームページに掲載する。 掲載する内容は、参加者の名称及び審査結果とし、また、各参加者に対して は、選定結果を別途郵送にて通知する。

なお、選定結果に係る問い合わせには応じない。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、事業者負担とする。
- (2) 参加者が1者であっても、審査を行い、契約候補者として適当ではない と認められた場合には、選定しないこととする。
- (3) 契約候補者として選定されたことをもって、契約とはならず、協議により、契約仕様書を確定した後、見積合わせを経て契約となる。
- (4)提出された書類の個人情報等以外の情報について、必要に応じて公表することがある。

11. 担当部署

習志野市 都市環境部 環境政策課 環境政策係 〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼 2-1-1 (市庁舎 4 階)

電 話 047-453-9291

FAX 047-453-7384

メール kankyou_m. s@city. narashino. lg. jp